鎌ケ谷市学区審議会議事録

1 開催日時

平成28年7月8日(金) 午前10時~午前11時30分

2 開催場所

総合福祉保健センター 4階 会議室

3 議題

報告事項

- (1) 平成28年度学級編制状況について
- (2) 市内の開発行為について
- (3) その他

協議事項

鎌ケ谷小学校の学級増への対応策について

4 出席者

(委員) 石井惟四会長、河合峰夫副会長、田中満委員、髙栁武平委員、 岩井喜和子委員、越智一敦委員、皆川成己委員、坂本健委員 以上8名

(事務局) 皆川征夫教育長、山﨑正史生涯学習部部長、笠井真利子生涯 学習部参事(事)次長、小川宏宜生涯学習部副参事、石黒茂 生涯学習部副参事(事)学校教育課長、鈴木知子学校教育課 主幹(兼)管理主事、澤田裕介学校教育課副主幹(兼)管理 主事、市村昌子学務保健室長、滝口明宏学務保健室主任主事 以上9名

5 傍聴者

人 0

6 会議の公開及び会議録の開示について

審議の結果、鎌ケ谷市における審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、会議を公開し、会議議事録を公開することとした。

7 主な内容・発言の趣旨

≪教育長挨拶≫

≪会議録署名人の指名≫ 田中委員、髙栁委員を指名。

≪「鎌ケ谷小学校の学級増への対応策としての通学区域の見直し及び指定校変 更の運用の見直しについて」の諮問受理についての報告≫

○石井会長

では、平成28年度学級編制状況について事務局に説明を求めます。

○事務局:鈴木主幹

【資料1ページ参照 平成28年度学級編制状況について、表の見方を説明】 まず、この表に記載されております「普」は普通学級、片仮名の「チ」は 知的学級、「ジ」は情緒学級、「ゲ」は言語学級を表しております。

次に、標準学級とは国の法律により定められた人数です。国の基準では、小学1年生35人、小学2年生から中学3年生までは40人で学級を編制しております。

また、弾力的な運用学級とは、千葉県が1学級を少人数化し、教育効果を上げることをねらいとして定めた基準です。この弾力的な運用の定数は、小学2年生と中学1年生は35人、小学3年生から小学6年生までと中学2、3年生は38人になります。小学1年生については「標準学級」の定数が35人なので、これにあたりません。

それでは、鎌ケ谷小学校の学級編制状況を説明します。平成28年5月1日 現在34学級でスタートしております。3年生を見ますと、普通学級で187 人となり、2年生の時は弾力的な運用で6学級でしたが、3年生に上がり、1 学級38人となるので、5学級となっております。4人増えて191人になる と6学級となります。同様に他の学年も見ていただきたいと思います。

なお、鎌ケ谷小学校の直近3年間の児童数は、平成26年度が1024人、 平成27年度が1042人、平成28年度が1064人と、毎年20人ずつ増 えており、今後の開発行為によっては、さらなる増加が見込まれます。

○石井会長

ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

《質疑等なし》

では、市内の開発行為について事務局に説明を求めます。

○事務局:滝口主任主事

【資料2ページ参照】

全部で9件の開発行為の申請が挙げられておりますが、No.4の新鎌ケ谷一丁目の共同住宅は、31戸全て1LDKの社員寮と聞いております。

続きまして、No. 2の戸建とアパートの開発行為ですが、こちらは五本松小学校の学区で、増設する校舎の供用開始が平成30年度となるため、影響が出てくるものと思われます。また、No. 3につきましては、西部小学校・第三中学校学区ということで、今のところ問題は無いと考えております。

○石井会長

ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

《質疑等なし》

では、協議事項「鎌ケ谷小学校の学級増への対応策としての通学区域の見直 し及び指定校変更の運用の見直しについて」、まずは諮問の概要について事務 局に説明を求めます。

○事務局:市村室長

【諮問の写し参照】

平成28年7月6日付で鎌ケ谷市教育委員会皆川教育長から鎌ケ谷市学区 審議会へ、「鎌ケ谷小学校における学級増の対応策としての通学区域の見直し 及び指定校変更の運用の見直しについて」諮問をいたしました。

平成28年3月の「鎌ケ谷小学校の学級増への対応策について」の学区審議会答申を受け、学区審議会でご検討いただきました対応策のうち、既存施設内での教室確保については、鎌ケ谷小学校は平成29年度以降、普通教室として最大39教室確保できることを確認し、学校選択制の運用については、鎌ケ谷小学校は引き続き、選択できない学校とすることを確認いたしました。本年度より具体的な対応方針などをご検討いただきたく、「鎌ケ谷小学校に

おける学級増の対応策としての通学区域の見直し及び指定校変更の運用の見 直しについて」諮問をさせていただきました。

○石井会長

ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

《質疑等なし》

それでは、鎌ケ谷小学校の状況について事務局に説明を求めます。

○事務局:澤田副主幹

【カラー刷りの別添資料参照】

この資料は、平成28年度から平成34年度までの鎌ケ谷小学校の学級数の推移を示したものになります。

まず1枚目は、住民基本台帳のデータを基にしたもので、2枚目は、1枚目のデータに、開発行為で増えると思われる30人を入学年度に加えており、さらに入学後、毎年1人転入してくることを想定したデータとなります。

そして3枚目は、2枚目のデータに、学校選択制を使って他校を選択した人数として、30人を引いたデータとなります。

いずれも弾力学級で見ると、平成31年度には40学級となり、例年の手続きだけでは、教室数が確保できない見込みとなっております。

○石井会長

ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

《質疑等なし》

次に、通学区域の見直しの今後のスケジュールについて事務局に説明を求めます。

○事務局:市村室長

【資料3~4ページに基づいて説明】

(平成29年度以降のスケジュールについて補足説明)

通学区域の見直しは、平成30年度に入学する児童から対象となります。平成30年度に入学する小学校新1年生のお子さんへの就学時健診の案内の送付が平成29年9月中旬頃からとなるので、平成29年9月1日からは新しい

通学区域での運用を開始したいと考えております。

そして、広報かまがやには、その1ヶ月前の8月1日号には掲載する必要があると考えております。

○石井会長

ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

《質疑等なし》

では、通学区域の見直し検討地域の選定及び見直し後の指定校について事務局に説明を求めます。

○事務局:市村室長

【資料5~6ページ参照】

このたびの通学区域の見直しについて、教育委員会では、次のような視点に立って検討地域(案)の選定を行いました。通学区域の見直しが市民の方に与える影響の大きさを考え、必要最小限の見直しにとどめ、地域コミュニティの重要性からできるだけ自治会を分断しないよう配慮いたしました。なお、A案とB案の違いは③の地域です。

まず①の地域についてですが、現在、鎌ケ谷小学校・第三中学校という通学 区域になっておりますが、この地域を西部小学校・第三中学校という通学区域 に変更したいと考えております。

次に②の地域ですが、現在、鎌ケ谷小学校・鎌ケ谷中学校という通学区域ですが、こちらを東部小学校・第二中学校という通学区域に変更したいと考えております。ただ、第二西自治会につきましては、明確な道路の区割りないことから、郵便局の前の道路を境として、分断せざるを得ないと考えました。

最後に、③の地域を説明いたします。A案では、必要最小限ということで、 地図のような地域を対象として選定したのですが、一部だけが西部小学校の通 学区域から飛び出していて、学区としての一体感がなく、非常に違和感のある 形になっております。

そこで、B案では③の地域を広げ、自治会の区割りを考慮したものとなります。また、北初富駅の高架化により、駅周辺の整備が進むことから、北初富エリアも含む形でご提示いたしました。

このように、A案、B案ともに現在の鎌ケ谷小学校・鎌ケ谷中学校という通 学区域を、西部小学校・第三中学校という通学区域に変更したいと考えており ます。そして、教育委員会としては、B案でご検討をいただきたいと考えてお ります。

○田中委員

西部小学校の通学路で、引き物センターからセブンイレブン新鎌ケ谷北店、第三中学校の入口信号付近から入道溜の信号までの道が危ないのではないか。

○事務局:滝口主任主事

西部小学校へ通う通学路については、現地を確認し、必要な安全対策を実施してまいります。

○坂本委員

検討地域の児童は、入学時に鎌ケ谷小学校への選択はできないのか。

○事務局:市村室長

後ほどお話ししますが、見直し後について、現在鎌ケ谷小学校に通学している児童については引き続き通えるように考えております。また、中学校についても、①の地域は現在も第三中学校学区であり、②と③の地域については、鎌ケ谷中学校へ進学できるような配慮を考えております。

なお、以上の条件のもと、兄弟で在籍が重なる場合は、下の子も鎌ケ谷小学 校へ入学できるように考えております。

○石井会長

それでは、次に、通学区域の見直し後の児童数及び学級数の推移について事務局に説明を求めます。

○事務局:澤田副主幹

【カラー刷りの別添資料4枚目と資料7ページ参照】

7ページの一番下の表が、B案の地図を基にした鎌ケ谷小学校の増減の数となります。

これを基に、児童数と学級数を算出していくと、標準学級でも弾力学級でも39学級を超えることはありません。

石井会長

ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

《質疑等なし》

次に、通学区域を見直した場合の通学路について事務局に説明を求めます。

○事務局:滝口主任主事

【資料8~11ページ参照】

③の通学区域から西部小学校へ向かう場合ですが、事務局としては、安全性を考え、おおぞら保育園の裏の道を通る通学路を考えております。押ボタン信号を渡ってから、さらに裏の道に行くまでの安全対策については、道路管理者とも検討してまいります。

次に、①の通学区域から西部小学校へ向かう場合ですが、入道溜の交差点まで来ていただければ、後は学校まで整備された歩道を歩いていくことになります。ただ、先ほど入道溜の交差点に出るまでが危険というご指摘がありましたので、現地を確認して必要な対策を検討してまいります。

②の通学区域から東部小学校へ向かう場合ですが、この辺りは歩道も整備されており、丸山三丁目の信号を渡っていただければ、あとはユニオン通りの歩道を安全に歩いて通えると考えております。

○石井会長

ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

○田中委員

押ボタン信号を渡った後に、おおぞら保育園の裏の道まで行かず、手前の道を曲がると、私有地の駐車場を通って、指定通学路に出ることになる。

○事務局:滝口主任主事

原則、私有地を通るような通学路は指定しないので、おおぞら保育園の裏の道を通るように、学校から指導していただくことになります。

○石井会長

次に、通学区域の見直しに係る移行措置について事務局に説明を求めます。

○事務局:市村室長

平成29年9月1日から新しい通学区域で運用するという前提で、平成29年8月31日までの通学区域見直し前と平成29年9月1日以降の通学区域 見直し後の二つに分けて、それぞれに移行措置としてお示しいたしました。

まず、見直し前に通学区域の見直し地域に転入・転居された方の場合、事前に通学区域の見直しが検討されていることをご説明した上で、見直し後の

通学区域による指定校へ通いたいというご希望があった場合は、見直し前でも新しい通学区域の学校へ通っていただくことができるとするものでございます。

次に、通学区域見直し後の措置として、通学区域見直し地域に居住し、見直 し前に鎌ケ谷小学校に在籍している児童は、見直し後も引き続き、鎌ケ谷小学 校に通うことができるとするものでございます。

また、この措置により、兄・姉が鎌ケ谷小学校に在籍しているうちに新たに 入学する児童については、鎌ケ谷小学校に入学し、卒業まで在籍できることと し、さらに、鎌ケ谷小学校を卒業する児童については、鎌ケ谷中学校へ入学で きるとしております。

ただし、①の地域につきましては、元々第三中学校学区のため、鎌ケ谷小学校の卒業までは認めることとなります。

この移行措置を検討する中で、今回お示ししていないものがございます。 それは、「鎌ケ谷小学校に在籍している児童は、見直し後に見直し地域に転居 しても、引き続き卒業まで鎌ケ谷小学校に通うことができる。」という措置で ございます。

お示しした他の取り扱いと大きく違うところは、見直し後に見直し地域に居住するという点です。当初は、この取り扱いも含めて考えていたのですが、次のような問題が生じることが考えられたため、資料にはお入れしませんでした。市内全体で考えた場合、同様の事例でありながら、対応に差が出てしまうことは、公平性の点から好ましくないと考えますので、通学区域の見直しに係る特別な取り扱いができるのは、先ほどの移行措置でお示しした取扱いだけではないかと考えております。

なお、通学区域見直し前移行措置の実施開始時期につきましては、できるだけ早く実施したいと考えておりますことから、教育委員会にご一任いただければと思います。

○石井会長

ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

《質疑等なし》

それでは、次に、指定校変更の運用の見直しついて事務局に説明を求めます。

○事務局:市村室長

【資料13ページ参照】

当初、鎌ケ谷小学校の学級増への対応策の中で、指定校変更の運用の見直しを検討項目としたのは、見直し完了前の時期に、鎌ケ谷小学校の通学区域から、他の学校へ通いたいというご希望があった場合、児童数の増加を抑制する目的で他の学校へ通っていただくことができないかどうかということを考えたからです。

しかし、再度事務局で検討したところ、通学区域の見直しに関する指定校変 更と、市内全体で現在行っている指定校変更の取り扱いと、市民の方にとって 非常に紛らわしく、わかりにくくなるのではないかということになりました。

また、児童数を抑えるために鎌ケ谷小学校の通学区域に特化して、指定校の変更を認めることは、他の通学区域の方からは、通常は認められる理由が必要なのに、鎌ケ谷小学校に関係していれば理由は必要ないのかと、やはり不公平感が生じるのではないかと考えました。

そこで、先ほど、通学区域の見直しのところでご説明いたしました見直し前の時期の移行措置を取らせていただくことで、対応させていただければと考えております。

○石井会長

ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

○皆川委員

問題ないと思います。

○越智委員

不公平感を無くすという意味では納得できる理由なので、いいと思います。

○石井会長

では、全体を通してご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

○河合副会長

いろいろな所に配慮していただきながら、いい案が提案されたと思います。 私たちが気になっているのは通学路の安全面です。鎌ケ谷小学校に通っている のに、第三中学校に行かなければならないという状況の中、友人関係等も考え、 その辺も配慮されている。

○坂本委員

通学路の安全を十分に配慮しなければならない。

○田中委員

とにかく通学路の安全だけは確保する必要がある。

○高栁委員

きめ細やかな対応でいいと思います。

○岩井委員

この対応案で大丈夫だと思います。

○石井会長

それでは、議事を終了します。

8.	会議翁	は署名人の署名	
	以上、	会議の経過を掲載し、	相違ないことを証するため次に署名する。

平成28年9月23日

氏 名	田中 満	
氏 名	髙栁 武平	